

事務連絡  
平成 31 年 4 月 1 日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$  プレミアム付商品券担当課（室） 御中

内閣府プレミアム付商品券事業担当室

施設入所等児童等に係るプレミアム付商品券事業関係事務処理について

プレミアム付商品券事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今般、児童福祉施設等に入所等している児童等に係るプレミアム付商品券関係事務処理について、別添のとおり運用指針を定めましたので御連絡いたします。

都道府県におかれましては、本事務連絡の運用及び管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段の御配慮をお願いします。

また、施設入所等に係る委託や措置、支給決定等を行う自治体（13 頁の別表を御参照ください。）におかれましては、施設職員等の関係機関への周知について、特段の御配慮をお願いします。

本事務連絡については、厚生労働省の関係部局とも調整済みです。また、本事務連絡の趣旨については、厚生労働省の関係部局から、各都道府県、指定都市及び中核市の児童福祉及び障害福祉担当課室に対して、追って御連絡する予定であることを申し添えます。

(担当者連絡先)

内閣府プレミアム付商品券事業担当室

本間、大和田

TEL:03-5253-2111（内線）30985、30986

## 施設入所等児童等に係るプレミアム付商品券関係事務処理

### 第一 施設入所等児童等の定義

「施設入所等児童等」とは、基準日（プレミアム付商品券事業実施要領（平成31年4月1日府政経運第78号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知の別紙。以下「実施要領」という。）第3の1に定める扶養外住民税非課税者に該当する場合については、平成31年1月1日、実施要領第3の2及び第9に定める三歳未満児子育て世帯主と同一の世帯に属する対象児童（平成28年4月2日以降に出生した者）である場合は、出生日に応じて平成31年6月1日、平成31年7月31日又は平成31年9月30日）以降、以下の1から6までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日時点で満18歳に満たない者（平成13年1月3日以降に生まれた者。）をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（児童以外の基準日Aにおいて、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）をいう。以下同じ。）をいう。

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている児童等（保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により、引き続き委託されている者に限る。）
- 2 児童福祉法第24条の2第1項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者

の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。）

- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項若しくは第30条第1項の規定により同法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）（以下「障害者支援施設等」という。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- 4 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- 5 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業（以下「児童自立生活援助事業」という。）における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
- 6 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

## 第二 施設入所等児童等に係るプレミアム付商品券購入引換券の交付関係事務の特例

### 1 交付市区町村

施設入所等児童等に係るプレミアム付商品券の購入引換券（施設入所等

のため、三歳未満児世帯主ではなく対象児童が購入対象者となる場合を含む。)については、当該施設入所等児童等の住民票が、その入所(委託、入院又は入居を含み、以下「入所等」という。)している施設等(別表の「施設種別等」欄に記載されている施設等をいう。以下同じ。)の所在地に移っていない場合であっても、当該施設等の所在地の市区町村(以下「施設所在市区町村」という。)から交付する。

ただし、第三に定める自治体間の連絡調整が行われる前に、当該施設入所等児童等に係る購入引換券について、その保護者からの扶養外住民税非課税者分の購入引換券の代理申請(基準日時点で当該施設入所等児童等と同一の世帯に属する者としての代理申請又は親権に基づく代理申請をいう。以下同じ。)があり、当該保護者に対し、当該購入引換券の交付が決定された場合、並びに当該保護者に対し当該施設入所等児童に係る三歳未満児子育て世帯主分の購入引換券の交付が決定されている場合には、当該購入引換券の交付市区町村は基準日時点で施設入所等児童等の住民票が所在する市区町村(以下「住民票所在市区町村」という。)から変更せず、保護者からの当該購入引換券又は商品券の返還も求めない。

なお、施設入所等児童等が施設等から退所(委託の解除、退院又は退居を含み、以下「退所等」という。)した場合は、当該施設入所等児童等に係る購入引換券については、原則どおり「住民票所在市区町村」が交付する。

ただし、第三に定める自治体間の連絡調整が行われる前に、施設入所等児童等本人又は代理申請を行った施設職員に対し、当該施設入所等児童等に係る購入引換券の交付が決定された場合には、当該購入引換券の交付市区町村は「施設所在市区町村」から変更せず、当該施設入所等児童等本人又は施設職員からの当該購入引換券又は商品券の返還も求めない。

## 2 保護者からの代理申請の取扱い

施設入所等児童等に係る購入引換券については、その保護者から代理申請があった場合でも、当該保護者には交付せず、当該施設入所等児童等に交付することを原則とする。

なお、施設入所等児童等が施設等から退所等した場合は、原則どおり、保護者からの代理申請も可能とする。

## 3 購入引換券の交付申請及び交付

### (1) 購入引換券の交付申請

円滑な購入引換券の交付を確保する観点から、施設職員による代理申請を基本とする。ただし、児童自立生活援助事業における住居に入居する児童等及び施設入所等児童等本人による申請も妨げない。

なお、市区町村における交付申請書の審査に際して、施設入所等児童等であることが容易に判別できるよう、施設職員による代理申請及び施設入所等児童等本人による申請のいずれの場合にも、実施要領の様式1

で定める「プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」を施設入所等児童等用に調製した申請書（別添様式）を参考に検討いただきたいこと。

## （２）購入引換券の交付

施設職員による代理申請及び施設入所等児童等本人による申請のいずれの場合にも、施設入所等児童等本人あてに交付することを基本とする。

## ４ 課税状況等の審査

### （１）基準日時点で施設入所等児童等に該当している場合

扶養外住民税非課税者分の購入引換券については、基準日時点で施設入所等児童等に該当している場合には、その保護者の扶養親族等ではないものとみなして購入引換券の交付に関する審査を行う。

その際、施設等に入所等している児童等であることを踏まえ、交付申請時に、施設入所等児童等本人が市町村民税（均等割）を課税されていないことを誓約し、課税所得があることが判明した場合において当該購入引換券又は商品券を返還することに同意した場合には、課税台帳等による課税状況の確認を省略して交付することとして差し支えないこととする。

この場合、施設入所等児童等の住民票が、基準日時点で「施設所在市区町村」とは異なる市区町村にあるときは、交付申請に際して非課税証明書の添付は求めない取扱いとして差し支えない。

### （２）基準日の翌日以降に施設入所等児童等に該当することとなった場合

扶養外住民税非課税者分の購入引換券について、基準日の翌日以降に施設入所等児童等に該当することとなった場合については、基準日の翌日以降の事象は、扶養関係など購入引換券の交付要件に該当するか否かの判断に影響を与えるものではないため、上記（１）のようなみなし措置の対象とはせず、基準日時点の扶養関係に基づき購入引換券の交付に関する審査を行う。

この場合、施設入所等児童等が購入引換券を受領するためには、当該施設入所等児童等を扶養している保護者が課税されていないことが要件となるため、当該保護者の課税状況を確認する必要があるが、この確認について当該保護者の同意を得ることは、一般的には困難であると考えられる。

このため、施設入所等児童等本人について上記（１）の場合と同様の誓約、同意が得られる場合には、その保護者の課税状況の審査については、施設徴収金の階層区分や利用者負担上限月額等の確認など可能な範囲で行い、当該保護者が課税されていることが明らかでなければ、購入引換券を交付することとして差し支えないこととする。

なお、上記の施設徴収金の階層区分等の確認は、「措置等自治体」

(別表の「施設種別等」欄ごとに「措置等自治体」欄に定める自治体をいう。以下同じ。)が「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)の「徴収金階層区分等」欄を記載し、これを購入引換券の交付を行う「施設所在市区町村」が確認することにより行う。

#### 5 児童等である親とその子がともに同一の施設等に入所等している場合の取扱い

基準日時点において「15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母」が「その子である児童」と同一の施設に入所している場合については、当該親子をともに施設入所等児童等として取り扱い、上記1から4までの特例を適用するが、購入引換券交付の審査に際しては、当該親子を扶養関係にあるものとみなし、当該「15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母」の課税状況により、当該親子に対する購入引換券の交付の可否を判断する。

なお、この取扱いの対象となる施設は、第一の3に規定する障害者支援施設等、4に規定する婦人保護施設及び6に規定する母子生活支援施設とする。

### 第三 自治体間の連絡調整に関する事務処理の流れ

#### 1 概要

##### (1) 基本的な仕組み

施設入所等児童等については、「措置等自治体」から「住民票所在市区町村」と「施設所在市区町村」に情報提供を行うことにより、第二に定める特例を適用する。

その際、

- ① 平成31年6月7日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等については、全国統一の連絡調整期間を設け、全国どこでも確実に第二に定める特例措置を適用するとともに、
- ② 平成31年6月8日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等についても、随時、自治体間の連絡調整を行うことにより、第二に定める特例措置を適用する。

##### (2) 平成31年6月7日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等に関する連絡調整

平成31年6月7日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等(基準日の翌日以降に入所等し、平成31年6月7日までに退所等した児童等を除く。)については、全国統一の連絡調整期間(平成31年6月10日から6月21日まで)を設け、この間に自治体間の連絡調整を実施することにより、第二の1から5までに定める特例措置を適用する。

また、基準日時点で入所等しており、平成31年6月7日までに退所等した児童等にあつては、第二の4(1)及び5に定める特例措置を適用

する。

具体的な連絡調整の流れは以下のとおりとする。

① 平成31年6月7日まで

「措置等自治体」の商品券担当課室は、平成31年6月7日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等に係る情報の提供を担当課室から受け、同日までに施設等の種別を問わず「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）に整理する。

なお、基準日時点で入所等しており、平成31年6月7日までに退所等した児童等にあつては、「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）の「施設入所等児童等」の「備考」欄に「20190331 退所等」（平成31年3月31日退所の場合）と記載すること。

② 平成31年6月10日から6月21日まで

「措置等自治体」は、①で整理した「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）により、施設入所等児童等に関する情報を「住民票所在市区町村」及び「施設所在市区町村」に同時に提供する。

なお、「住民票所在市区町村」に情報を提供する際には、施設所在地に関する情報を削除することに留意が必要である。

③ 平成31年6月24日以降

ア) 「住民票所在市区町村」における事務処理の流れ

「住民票所在市区町村」は、②で提供された情報に基づき「交付先管理リスト（住民票所在市区町村）」（別紙様式2）を作成する。

「交付先管理リスト（住民票所在市区町村）」（別紙様式2）は、施設入所等児童等の保護者から当該施設入所等児童等に係る購入引換券の代理申請があつた場合でも、当該代理申請に係る児童等が施設入所等児童等に該当するか否か等を確認し、当該保護者に購入引換券を交付しないために使用するものである。

イ) 「施設所在市区町村」における事務処理の流れ

「施設所在市区町村」は、②で提供された情報に基づき、「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）を作成する。

「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）は、施設入所等児童等に係る交付申請があつた場合に、当該申請に係る児童等が施設入所等児童等に該当するか否か等を確認し、親権者である保護者からの代理申請である場合には購入引換券を交付しない一方、施設職員による代理申請又は本人による申請である場合には購入引換券を交付するために使用するものである。

なお、第二の4で記載しているとおり、扶養外住民税非課税者分については、施設入所等児童等の入所等の時期が基準日以前であるか基

準日の翌日以降であるかによって、購入引換券の審査事務が異なることとなるため、「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）については、

A：基準日（平成31年1月1日）時点で入所等している施設入所等児童等

B：基準日（平成31年1月1日）の翌日以降に入所等した施設入所等児童等

を判別できるように管理する。

(3) 平成31年6月8日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等に関する連絡調整

平成31年6月8日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等についても、随時、遅滞なく(2)に準じた連絡調整を行い、その結果を踏まえて第二に定める特例措置を適用する。具体的な連絡調整の流れは以下のとおりとする。

① 「措置等自治体」から「住民票所在市区町村」への照会

「措置等自治体」の商品券担当課室は、平成31年6月8日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等に係る情報の提供を施設入所等担当課室から随時受け、当該児童等に係る購入引換券の交付の状況について「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）により「住民票所在市区町村」に随時照会する。

（なお、照会に際しては、施設所在地に関する情報を削除することについて留意が必要である。）

照会を受けた「住民票所在市区町村」は、この照会が「住民票所在市区町村」に到達した時点で、照会に係る児童等に係る購入引換券の交付について、その保護者に対する交付が決定されている場合には、その旨を「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）により「措置等自治体」に連絡する。この場合、当該購入引換券の交付市区町村の変更は行わず、当該保護者からの当該購入引換券の返還も求めない。

他方、この照会が「住民票所在市区町村」に到達した時点で、照会に係る児童等に係る購入引換券について、その保護者に対する交付が決定されていない場合には、「住民票所在市区町村」は、保護者に対する購入引換券の交付を停止する処理（以下「交付停止処理」という。）を行うとともに、交付停止処理を行った旨を「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）により「措置等自治体」に連絡する。

② 「措置等自治体」から「施設所在市区町村」への連絡

「措置等自治体」の商品券担当課室は、①の照会の結果（交付停止



処理が行われたか否か)を「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)により「施設所在市区町村」に連絡する。

この連絡を受けた「施設所在市区町村」は、「住民票所在市区町村」において交付停止処理が行われた施設入所等児童等について、「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)に収載する。

(4) 施設等を退所等した児童等に関する自治体間の連絡調整

「措置等自治体」は、情報整理期間(連絡調整期間(平成31年6月10日から6月21日まで)の前に、措置等自治体において施設入所等児童等に係る情報を整理する期間をいう。以下同じ。)経過後(平成31年6月8日以降)に施設入所等児童等が退所等した場合には、随時、遅滞なく連絡調整を行い、その結果を踏まえて第二の1から3まで及び4(2)に定める特例措置を解除する。具体的な連絡調整の流れは以下のとおりとする。

① 「措置等自治体」から「施設所在市区町村」への照会

「措置等自治体」の商品券担当課室は、情報整理期間経過後に退所等した施設入所等児童等に係る情報の提供を施設入所等担当課室から随時受け、当該児童等の購入引換券の交付決定の状況について「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)により「施設所在市区町村」に随時照会する。

照会を受けた「施設所在市区町村」は、この照会が「施設所在市区町村」に到達した時点で、既に照会に係る児童に対する当該購入引換券の交付が決定されている場合には、その旨を「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)により「措置等自治体」に連絡する。この場合、当該購入引換券の交付市区町村は「施設所在市区町村」から変更せず、当該児童等からの当該購入引換券又は商品券の返還も求めない。

他方、この照会が「施設所在市区町村」に到達した時点で、照会に係る児童等に係る購入引換券の交付が決定されていない場合には、「施設所在市区町村」は、当該児童等を「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)から削除扱いとするとともに、交付が決定されていない旨を「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)により「措置等自治体」に連絡する。

② 「措置等自治体」から「住民票所在市区町村」への連絡

「措置等自治体」の商品券担当課室は、①の照会の結果(交付が決定されたか否か)を「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)により「住民票所在市区町村」に連絡する。

(なお、連絡に際しては、施設所在地に関する情報を削除することについて留意が必要である。)

この連絡を受けた「住民票所在市区町村」は、「施設所在市区町村」において交付が決定されていない施設入所等児童等について、「交付先管理リスト（住民票所在市区町村）」（別紙様式2）から削除扱いとする。

#### （5）施設名を情報提供する際の留意事項

事務の便宜を図るため、施設名を「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）及び「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式4）中「施設所在地」の「市区町村名」欄に記載すること等により「施設所在市区町村」に当該施設名の情報を提供することも可能とするが、この場合、施設入所等児童等に係る情報等を購入引換券交付の業務のために利用すること及び商品券担当課室に提供することについて、当該市区町村の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続を行うことになる。（この場合も当該施設名の情報は「住民票所在市区町村」には提供しないこと。）

## 2 詳細

### （1）入所等したとき

（「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と異なる場合）

- ① 「措置等自治体」は、施設入所等児童等に係る情報を「施設入所等児童等連絡票(入所等）」（別紙様式3）に整理する。
- ② 「措置等自治体」は、①の「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）から施設所在地に関する情報を削除して「住民票所在市区町村」に送付する。
- ③ 「住民票所在市区町村」は、②の「施設入所等児童等連絡票（入所等）」（別紙様式3）が到達した時点で、施設入所等児童等に係る購入引換券の交付が決定されていない場合には、当該施設入所等児童等に係る購入引換券の交付停止処理を講じる。
- ④ 「住民票所在市区町村」は、③において交付停止処理を講じることができなかった場合も含めて、「施設入所等児童等連絡票(入所等）」（別紙様式3）に交付停止処理の結果を記入し、「措置等自治体」に送付する。
- ⑤ ③において「住民票所在市区町村」が交付停止処理を講じたか否かに関わらず、④の送付を受けた「措置等自治体」は、「施設入所等児童等連絡票(入所等）」（別紙様式3）により「施設所在市区町村」に情報提供する。

- ⑥ ⑤を受けた「施設所在市区町村」は、③において交付停止処理が行われた児童等について、「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）に記載する。

<平成31年6月7日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等に関する取扱い>

1に記載したとおり、平成31年6月7日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等については、全国の自治体で購入引換券の交付が開始される前に自治体間の連絡調整が行われ、確実に交付停止処理が講じられることから、上記の「措置等自治体」による②及び⑤の連絡は同時に行うとともに、「住民票所在市区町村」による④の交付停止処理の結果の送付も不要とする。

（「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と同一である場合）

- ① 「措置等自治体」は、施設入所等児童等を把握した時点で、施設入所等児童等に係る購入引換券の交付がされていない場合には、当該施設入所等児童等に係る購入引換券の交付停止処理を講じる。
- ② 「措置等自治体」は、①において交付停止処理を講じることができなかった場合も含めて、「施設入所等児童等連絡票(入所等)」（別紙様式3）に交付停止処理の結果を記入し、「施設所在市区町村」に情報提供する。
- ③ ②を受けた「施設所在市区町村」は、①において交付停止処理が行われた児童等について、「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）に記載する。

（2）退所等したとき

（「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と異なる場合）

- ① 「措置等自治体」は、全国統一の情報整理期間経過後（平成31年6月8日以降）に施設入所等児童等が退所等したときは、速やかに、「施設所在市区町村」に対して、「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式4）により、退所等した施設入所等児童等に係る購入引換券が既に交付決定されていないか照会する。
- ② ①の照会を受けた「施設所在市区町村」は、施設入所等児童等に係る購入引換券がまだ交付決定されていない場合は、「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）に退所等の年月日を記入し、当該児童等を「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）から削除扱いとするとともに、その旨を「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式4）に記載して、「措置

等自治体」に送付する。

他方、施設入所等児童等に係る購入引換券が既に交付決定されている場合は、「施設所在市区町村」は、その旨を「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式4）に記載し、「措置等自治体」に送付する。

- ③ 「措置等自治体」は、②で送付を受けた施設入所等児童等に係る購入引換券の交付決定に関する状況を、施設所在地に関する情報を削除した「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式4）により「住民票所在市区町村」に対して連絡する。
- ④ 施設入所等児童等に係る購入引換券がまだ交付決定されていない場合、③の連絡を受けた「住民票所在市区町村」は、施設入所等児童等に係る情報を「交付先管理リスト（住民票所在市区町村）」（別紙様式2）から削除扱いとする。

（「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と同一である場合）

- ① 「措置等自治体」は、全国統一の情報整理期間経過後（平成31年6月8日以降）に施設入所等児童等が退所等したときは、速やかに、「施設所在市区町村」に対して、「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式4）により、退所等した施設入所等児童等に係る購入引換券の交付決定がされていないか照会する。
- ② ①の照会を受けた「施設所在市区町村」は、施設入所等児童等に係る購入引換券が交付決定されていない場合は、「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）に退所等の年月日を記入し、当該児童等を「施設入所等児童等リスト（施設所在市区町村）」（別紙様式1）から削除扱いとするとともに、その旨を「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式4）に記載して、「措置等自治体」に送付する。

他方、施設入所等児童等に係る購入引換券が既に交付決定されている場合は、「施設所在市区町村」は、その旨を「施設入所等児童等連絡票（退所等）」（別紙様式4）に記載し、「措置等自治体」に送付する。
- ③ 施設入所等児童等に係る購入引換券がまだ交付決定されていない場合、②の提供を受けた「措置等自治体」は、施設入所等児童等に係る情報を「交付先管理リスト（住民票所在市区町村）」（別紙様式2）から削除扱いとする。

#### 第四 個人情報保護に関する考え方

上記の施設入所等児童等に関する個人情報の取扱いについては、当該市区町村及び都道府県の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続を行うことになる。例えば、個人情報の目的外の利用及び他機関への提供について当該市区町村及び都道府県の個人情報保護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続を行うこととなる。

(別表)

#### 施設種別ごとの措置等自治体

	施設種別等	措置等自治体
1	第一の1に規定する小規模住居型児童養育事業、里親 第一の2に規定する障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 第一の5に規定する児童自立生活援助事業	都道府県、指定都市、児童相談所設置市
2	第一の3に規定する障害者支援施設等	児童の入所前の居住地の市区町村
3	第一の4に規定する婦人保護施設	都道府県
4	第一の6に規定する母子生活支援施設	都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村

※ 「措置等自治体」とは、施設入所等に係る委託や措置、支給決定等を行う自治体をいう。